

山口県報

令和2年
10月9日
(金曜日)

目 次

○条例

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例……………一

肥料取締法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例……………二

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………三

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例……………四

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………四

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………五

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十二号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第五号中「第九条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同項第十号中「第八十五条第六項」を「第三百三十七条第六項」に、「第百十一条」を「第百五十一条」に、「第百三十二条」を「第百七十三条」に改める。

(一般海域の利用に関する条例の一部改正)

第二条 一般海域の利用に関する条例(平成十年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第十条の免許又は同法第六十五条第一項の規則若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項」を「第五十七条第一項の許可、同法第六十九条第一項の免許又は同法第一百十九条第一項及び第二項」に改める。

（山口県個人情報保護条例の一部改正）

第三条 山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第五項中「第五十条第一項」を「第二十条第一項の漁獲割当管理原簿及び同法第一百七十七条第一項」に改める。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第四条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ハ中「収用委員会の委員」の下に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例第一条第三項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第十五条第二項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項に規定する額については、第四条の規定による改正後の知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十三号

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の7の表六の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第二条 本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成十九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条中本人確認情報の利用及び提供に関する条例第四条の改正規定(同条第九号の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十八年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「。」の下に「又は高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 私立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表教育委員会の項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「。」の下に「又は高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 公立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十五号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「該当する訪問介護」の下に「訪問看護」を加え、「介護予防訪問入浴介護」を「介護予防訪問看護又は介護予防訪問入浴介護」に、「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第五号中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十六号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の7の表十六の項中「牛ウイルス性下痢・粘膜病検査」を「牛ウイルス性下痢検査」に、「牛白血病検査」を「牛伝染性リンパ腫検査」に、「鶏マイコプラズマ病検査」を「鳥マイコプラズマ症検査」に、「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜病・牛パラインフルエンザ混合予防注射」を「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・牛パラインフルエンザ混合予防注射」に改め、別表第一の8の表二十六の項建築

物建築等許可申請手数料に関する部分中

建築基準法第六十条の二第一項第三号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可

一件につき

十六万円

を

建築基準法第六十条の二第一項第三号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可

一件につき

十六万円

建築基準法第六十条の二第一項第二号の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可

一件につき

十六万円

に改める。

建築基準法第六十条の二第三項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可

一件につき

十六万円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月九日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十七号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例（令和二年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三号中「八月」を「二年一月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。